

議案 134L

2012 年－2013 年

自然多様性法の改正

5. 法案中の各規定文に対する留意点

第 7 章の見出しとして

同章の見出しが、遺伝素材についての伝統的な知識に関する規定が同章に含まれている事を示すように、改正すべきである。新たな第 61 条の a を参照。

第 15 条（管理原則）

2012 年 12 月 14 日第 94 号の法改正により第 15 条に新たな 4 段落が加わった。当該法改正の際、不注意により以前第 4 段落だった部分を第 5 段落に置き換えることが忘れられた。修正として、以前の第 4 段落を第 5 段落として存続させる事を明確化すべきであると提案する。

新たな第 61 条の a（原住民の社会及び地域社会が有する遺伝素材に関する知識へのアクセス及び利用）

同条は新たに加えられたものであり、遺伝素材に関する原住民の社会及び地域社会の知識について規定を作成する権利を国王に与える法的根拠を含む。この規定は、規則において名古屋議定書第 5 条 5、第 7 条及び第 16 条に基づく義務を遂行するために必要な事項を定める。

第 1 文は、原住民の社会又は地域社会が開発し、伝達し、保存してきた遺伝資源に関する伝統的知識（伝統的知識）へアクセスし利用する際、原住民の社会及び地域社会の利益が確実に保護され、尊重されるように、配慮すべきであると述べている。それは一政策決定であり、原住民の社会又は地域社会の権利を確立するものではない。あり得る権利及び義務は、第 2 文、第 3 文に従って定められた規則によって確立されなければならない。

原文タイトル : Forslag til lov om endringer i naturmangfoldloven

原文リンク :

<https://www.regjeringen.no/contentassets/09984352490b4af894cae788e0717eb0/no/pdfs/prp201220130134000ddpdfs.pdf>, p9 “5 Merknader til de enkelte bestemmelsene i lovforslaget” 以下
(最終アクセス日 : 平成 27 年 7 月 28 日)

第 2 文に従い、第 1 文で挙げた伝統的知識へのアクセスと利用は、原住民の社会又は地域社会との合意が必要であることについて規則を制定することができる。それには不正なアクセス及び利用に対する制裁措置の規定をも含める事が可能である。不正なアクセス及び利用とは、そのアクセスと利用について原住民の社会又は地域社会と合意を結ぶ必要があると法規範が定立されている状況下で、その合意を得ることなく知識へアクセスする若しくは利用する、又はその合意がもたらした条件に反してその知識を利用する事を指す。規則に加えることができる当該制裁措置は、更なる利用の禁止並びに既に行われた利用に対する補償及び是正でなければならない。即ち第 2 文より、規則中に名古屋議定書第 5 条 5 及び第 7 条の中の義務を果たす為に不可欠な各規定を加える事ができる。

この第 3 文に従い国王は、第 2 文に則って制定された規則中の各規定は諸外国の原住民の社会又は地域社会が開発、伝達、及び保存してきた遺伝素材に関する伝統的知識にも適用されると決定する事ができる。それは、伝統的知識へのアクセス及び利用にはその知識を開発した原住民の社会又は地域社会の合意を必要とする事に関する規則が、ノルウェー以外の国家に住む原住民の社会又は地域社会によって開発された伝統的知識にも適用できる場合がある事を意味する。この第 3 文は、諸外国の原住民の社会及び地域社会には、その原住民の社会又は地域社会の所在する国の法に従い、それらの知識へのアクセスと利用には合意が必要であるという規定を援用する可能性が与えられることを前提としている。当該国の法に基づく合意は、十分な条件である。第 2 文に従って定められた規定と同様の制裁措置に関する法規範が法規制の中に存在し、それが諸外国の原住民の社会及び地域社会について適用される場合は関係がない。しかしながら規則中の各法規範は、伝統的知識へのアクセスと利用への合意が法によって必要とはされていない国の原住民の社会及び地域社会に対しては適用できない。

第 3 文より、名古屋議定書第 16 条における義務を果たす為に不可欠な規則中の各規定を加える事ができる。

施行規定に関して

施行期日は国王が制定する予定である。

環境省

勅 告

陛下は自然多様性法改正に関し、国会に提案された法案を承認し、署名する。

ハラルド ノルウェー国王陛下

宣 言

国会は付録の提案書に従い、自然多様性法改正の権限に関し決定を下すよう要請された。

自然多様性法改正に関する法案

I

自然多様性法の管理に関する 2009 年 6 月 9 日第 100 号法は以下の通り改正する：

第 15 条 5 段落の改正案

海洋生物の採集及びその他の利用は野生海洋生物資源の管理に関する 2008 年 6 月 6 日第 37 号法（海洋資源法）で規定されている。

第 7 章の見出しの改正案：

第 7 章 遺伝素材及び遺伝素材に関連する伝統的知識へのアクセス

新たな 61 条の a の改正案：

第 61 条の a （遺伝素材に関連する伝統的知識へのアクセスと利用）

原住民の社会又は地域社会が開発、伝達、及び保存してきた遺伝素材に関わる情報（伝統的知識）へのアクセスと利用の際には、原住民の社会及び地域社会が保護され、尊重されなければならない。国王は伝統的知識へのアクセスと利用には原住民の社会又は地域社会と合意を結ぶことが必要であるとする規則を制定し、更に不正なアクセス及び利用の際の補償と是正について規定した制裁措置について定めることができる。国王は、この第 2 文に従って制定された法規範が諸外国の原住民によって開発、伝達、及び保存してきた伝統的知識にも適用され、これらの知識へのアクセス又は利用の条件としてその国の法に則った合意が必要であると決定することができる。

II

同法は国王が決定した期日より施行される。